議 事 録

令和4年度四万十町農業委員会8月総会

日 時 令和4年8月25日(木)午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 十和地域振興局 2階 大ホール

日 程

第1 指定第9号 会期の決定について

第2 指定第10号 議事録署名委員の指名について

第3 報告第9号 農地法第18条の規定による合意解約通知について

第4 報告第10号 非農地証明事務処理報告

第5 報告第11号 農地法第33条第1項に規定する農地の公示について

第6 報告第12号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の許可取り消しについて

第7 議案第18号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について

第8 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第9 議案第20号 四万十町農用地利用集積計画の決定について

第10 議案第21号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について

第11 議案第22号 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案

に対する意見決定について

第12 その他

〔出席委員〕

1. 下元 弘章 2. 掛水 誠幸 3. 欠席 4. 小野 重明 5. 濱田 誠

6. 下元 誠一郎 7. 浜田 大彰 8. 宮崎 恵美子 9. 山本 道雄 10. 東出 一茂

11. 土居 稔 12. 竹村 加壽子 13. 武内 道則 14. 吉良 榮 15. 竹内 純

16. 中原 英昭 17. 欠席 18. 梶原 美智 19. 太田 祥一

20. 中城 康子 21. 岡村 博晶 22. 西井 健夫 23. 欠席 24. 欠席

25. 欠席 26. 欠席 27. 欠席 28. 欠席 29. 欠席

30. 欠席 31. 欠席 32. 欠席 33. 欠席 34. 欠席

35. 欠席 36. 欠席 37. 欠席 38. 欠席 39. 吉田 健夫

[欠席委員]

3. 廣井 栄治 17. 宮脇 眞弓 23. 西内 一隆 24. 市川 絢子 25. 常石 幸浩

26. 甲把 雄 27. 市川 正司 28. 大西 博之 29. 石田 芳秋 30. 澤田 憲男

31. 武市 敏男 32. 山本 奨一 33. 橋本 健太郎 34. 平野 直人 35. 山﨑 力

36. 上野 渡 37. 佐々木 通 38. 秋田 公幸

[事務局]

西田 尚子・杉本 孝成・池本 拓矢・森本 太貴・宮本 和也・山川 美恵

会長

皆さんこんにちは。今日は大変お忙しい中また、暑い中お集まりいただきまして、 本当にありがとうございます。

先月のこの総会が終わりました後に、コロナの感染者数が急激に増え始めまして、8月に入りますと毎日千人を超すというような状況になっておりました。昨日は2,000人を超すと言う状況になりました。先ほど局長が申しました通り、この感染者が大変多いのに、どのように対応しようということで、県の方からの通達もありました。町の執行部の方からのアドバイスがありまして、人数をなるだけ減らしてやるというのが望ましいんじゃないかなという形で、今回推進委員の方々には案件のある方だけ集まっていただくと言う形での開催となりました。

それと今月10日に、四万十町の新規就農の相談会がございまして2名ほど来ていただいております。それと20日に、私が行ってまいりましたが高知市内のとさのさとの斜め横にありますアグリコレットというところで就農相談会がありました。

こういうパンフレットがありまして、ザ就農フェアという形で10時から夕方4時まで6時間の長時間でしたが、内容につきましては、農家さんの本音トークショーが2回ありまして野菜のブーケ作りこれも2回、6時間の間にありました。

こんな感じで後は、農業クイズ情報もありまして、いろんな催しがありながら 就農相談を受けるという形のフェアを開催しました。十数市町村が来ておりまし たが、コロナがだいぶ発生している関係と暑かった関係で、相談者は、4、5 名。 残念ながら 6 時間座りましたが、四万十町の相談者は 0 でした。

こういったことの、相談会があると、新規就農にあたっての相談会で相談して 就農する。相談する場所があるっていうことはいいことかな。今回四万十町には おりませんでしたが、こういったことを皆さんに知らしめるためにも、いい催し だなと思いました。

今早生の刈取り時期になっております。興津、志和地区、海岸地区はもうほとんど終わっていると思いますが、自分のことになりますが、藤ノ川ファーマーズも先週の日曜日から稲刈りをしております。日曜と月曜雨でしたから休みましたが、火、水と私もコンバインに乗ってきました。昨日一昨日も。本当に暑い中の稲刈りは本当にこたえます。水も飲みながら痒い中、汗ぼったりになりながら稲刈りやってきましたが、これからやる方、皆さんには体調には気をつけて農作業等行っていただきたいと思います。

議長

ただ今から、令和4年度四万十町農業委員会8月総会を開会いたします。 総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を 務めることになっておりますので、よろしくお願いします。

通常であれば憲章朗読を行うところですが、新型コロナウイルス感染症対策により、今回は省かせていただきます。

議長

本日の会議に、3番 廣井栄治委員、17番 宮脇眞弓委員からの欠席の届けが出 ております。 議長

次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員17名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第9号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和4年度四万十町農業委員会8月総会の会期は、令和4年8月25日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第10号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 15 番 竹内純委員と 16 番 中原英昭委員を 指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第3 報告第9号 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第9号 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」をご説明いたします。議案書は、3ページです。

件数は3件で、窪川地域が3件になります。

借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、興津字元地 3553番、地目、田、面積、1,328 ㎡のうち1,189㎡。以下1筆あり 合計2筆。面積、3,084㎡のうち2,760㎡です。

解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和4年7月22日です。

この件については、この後の配分計画で、再配分として議案に出てきます。

番号2、3番については同じ地番になりまして、耕作者と中間管理機構との合意 解約、中間管理機構から所有者に戻る合意解約となります。まとめてご説明しま す。

土地の所在地、興津字元地 3566番、地目、田、面積、904㎡です。

解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和4年7月25日です。

所有者に戻った後はご自身で管理していくとの事です。説明は以上になります。

議長 報告第9号について事務局の説明が終わりました。 これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

議長 特になければ、報告第9号は終わります。

議長 続いて、日程第 4 報告第 10 号 「非農地証明事務処理報告について」を議題 とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第10号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業 委員会事務局規定第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告 いたします。議案書4ページから5ページをご覧ください。

今月は窪川地域から5件、西部地域から2件となっております。

番号1番。添付資料は1ページから2ページです。大井野字岡山502番6、地目、畑、面積、595㎡です。申請地は20年以上前より耕作しておらず、現在は山林となっています。令和4年7月12日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地と認め、令和4年7月13日非農地証明を発行しております。

番号2番。添付資料は3ページから4ページです。平串字岡屋敷221番、地目、畑、面積、423㎡、外1筆あり、合計474㎡です。申請地は平成5年頃まで耕作していましたが、その後耕作者がいなくなり栽培しておらず現況は山林となっています。令和4年7月13日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地と認め、非農地証明を発行しております。

番号3番。添付資料は5ページから6ページです。檜生原字西屋式132番1、地目、畑、面積、267㎡外1筆あり、合計428㎡です。申請地は20年以上前より耕作しておらず、原野となっています。令和4年7月21日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地と認め、非農地証明を発行しております。

番号4番。添付資料は7ページから8ページです。平串字格谷378番1、地目、田、面積、842㎡です。申請地は数十年以上前より耕作しておらず、以前非農地となった隣の農地と同じように見た目ではわかりにくいのですが湿地となっており、現在は原野となっています。令和4年7月26日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地と認め、令和4年7月27日非農地証明を発行しております。

番号5番。添付資料は9ページから10ページです。金上野字土俵ヶ畝455番、地目、畑、面積、137㎡です。申請地は40年以上前より耕作しておらず、現在は山林となっています。令和4年7月29日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地と認め、非農地証明を発行しております。窪川地域からは以上です。

事務局 続きまして、西部地域からです。

番号 6、添付資料は 11 ページから 12 ページをご覧ください。土地の所在地は、 浦越字角ノウ子 129 番 1、地目畑、面積は 173 ㎡です。外 1 筆あり、合計 2 筆、面 積が 491 ㎡です。申請地は、20 年以上前から美容院の駐車場及び建物敷地として利 用されている状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第 4 証明基準の エ 人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地のため非農地である と認め、令和 4 年 7 月 26 日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行 しております。

番号 7、添付資料は 13 ページから 14 ページになります。土地の所在地は、小野字寺中 447 番 9、地目、田、面積は 33 ㎡です。申請地は平成 19 年、農業用施設等に転用許可を受けた土地で、その後建物が移設されたが、現在まで地目変更を行わず、田のままで残っている状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第 4 証明基準のオ 農地法施行規則第 5 条第 1 項に該当する農業用施設等に転用された土地のため、非農地であると認め、令和 4 年 7 月 28 日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第10号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告です が何かありませんか。

特になければ、報告第10号は終わります。

議長 続いて、日程第5 報告第11号 「農地法第33条第1項に規定する農地の公示 について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第11号 農地法第33条第1項に規定する農地(所有者不明農地)の公示に ついてご報告します。

この制度は耕作に従事する者が不在となった農地について、相続人等を調べても 所有者が不明の場合、6ヶ月間公示を行った後、農地中間管理機構に最長 20 年間 利用権設定ができるというものです。

議案書は6ページ、添付資料15ページは今回行った公示の写し、16ページは権利を主張する場合、権原を証する書類を添えて提出していただく申出書です。

農地法第33条第1項に規定する農地について、同法第33条第2項の規定により 準用する同法第32条第3項の規定による探索を行ってもなお農地の所有者等を確 知することができないため、同項の規定に基づき令和4年8月1日に公示しました ので、報告します。

土地の所在地 道徳字ツエジリ 202 番 1、地目、田、面積、1,534 ㎡。外 2 筆ありまして、合計 3 筆。面積は 4,690 ㎡です。所有者について調査したところ、登記名義人は平成 18 年 5 月 5 日死亡。相続人も令和 3 年 1 月 12 日死亡。その他の相続人は相続放棄しています。

探索を行っても所有者不明の場合、外に所有者等がいないか6か月間公示を行い、 所有者等の申し出がなかった場合、農地中間管理機構に通知し、機構は県に最長 20年間の利用権を機構に設定することを裁定申請するようになります。 議長 報告第11号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告です が何かありませんか。

特になければ、報告第11号は終わります。

議長 続いて、日程第6 報告第12号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申 請の許可取り消しについて」を議題とします。事務局の説明を求めます。

議長 報告第12号 「農地法第3条の規定による農地等の許可許可申請の許可取り消 しについて」ご報告いたします。議案書は7ページです。

譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号1番 土地の所在地、金上野字荷掛 1715番、地目、畑、面積、3,645 ㎡。 以下1筆あり 合計2筆 面積4,489 ㎡です。

権利事由は所有権移転の売買です。許可年月日、令和3年7月26日、取消し願い日、取消し受理日、ともに令和4年7月19日です。

取消し事由は、令和3年7月の総会にて3条許可後、譲受人の体調不良や計画 していた労働者を雇用できなくなったこともあり、登記も含め売買を保留にして いましたが、譲渡人が新たな耕作者を見つけたため双方合意の上、取り消しとし ました。

この農地についてはこのあとの3条で申請が出てきています。説明は以上です。

議長 報告第12号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告です が何かありませんか。

特になければ、報告第12号は終わります。

議長 続いて、日程第7 議案第18号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申 請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第18号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」 をご説明します。

議案書は8ページです。申請地の位置は添付資料の17ページからご覧ください。 件数につきましては窪川地域の2件、西部地域3件の計5件です。譲受人・譲渡 人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号1番からご説明します。土地の所在地、金上野字小長瀬472番1、地目、田、 面積1,094㎡です。

権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。

申請地では水稲を栽培する計画となっております。

番号2番 土地の所在地、金上野字小長瀬481番1、地目、田、面積1,382 ㎡。 以下5筆あり、合計6筆、面積7,329 ㎡です。権利事由は所有権移転の売買。

譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成

しております。

申請地は、田では水稲、畑では生姜か果樹を栽培する計画となっております。 窪川地域は以上です。

事務局 続きまして、西部地域からです。番号3について説明します。

土地の所在地、大正中津川字東ノ前 44番 1、地目、田、面積、733 ㎡。以下 1 筆 あり、合計 2 筆。面積が 1,229 ㎡です。

権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、本人希望、譲渡理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では、水稲を栽培する予定です。

続きまして、番号4について説明します。

土地の所在地、弘瀬字上ハダバ 414 番 14、地目、田、面積、1,153 ㎡です。権利 事由は、所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、本人希望、譲受理由は、相手 方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では、水稲を栽培す る予定です。

続きまして、番号5について説明します。

土地の所在地、烏手字七升マキ 292 番 2、地目、田、面積、1,574 ㎡です。権利 事由は、所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、本人希望、譲受理由は、相手 方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では、水稲を栽培す る予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第18号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号1番、2番を一括で。20番 中城康子 委員。

20番 8月23日に現地を確認しました。田んぼが5筆と畑が2筆です。田んぼでは、 もう水稲が栽培されておりました。

> 譲受人は農地を効率的に利用して、譲受人の息子さんがずっと田んぼなんかやっております。譲受人の世帯員が常時農作業をしておりまして、年間 150 日以上 農作業に従事していると思われます。

> 譲受人そのものは認定農業者かどうかは、確認してなかったですが、田んぼ 5 筆の周辺には譲受人の土地もあり、周辺農地には悪影響は及ぼさないと考えます。

また、2 筆の畑については、今まで耕作をされてなかった、土地でもありますが、 将来は生姜ができれば生姜をしたいと言っておりましたけど、まだ今考え中という ことでした。譲渡人は、町外と県外に在住で、もう早くからこの四万十町の土地、 全部を誰かが買ってくれないかと言っておりました。帰る予定もなく買い手を探し ていましたので、この件に関しては問題ないと判断致しました。以上です。

議長 続きまして、番号3番。39番 吉田健夫委員。

39番 8月20日に現地確認と譲受人から電話にて確認しております。現況は田であることを確認しています。現在水稲を耕作中です。譲受人は、農地を効率的に利用しており、譲受人は住所が南国ですが、大正中津川に住居を持っており、年間150日以上農作業をすることを確認しております。

譲渡人は県外在住のため耕作困難であるため、以前から譲受人に田んぼを貸しており、譲渡依頼がありましたので売買に至りました。譲受人は地域の担い手であり、意欲のある農家です。今後も水稲等を耕作していくということです。以上の結果、所有権移転は問題ないと思います。

議長 続きまして、番号4番。16番 中原英昭委員。

16番 宮脇眞弓委員が現地確認と電話での聞き取りを譲受人から行っております。それ を報告したいと思います。

譲受人は市内に住んではおりますけれども、毎週末帰ってきて、農作業をしているとのことです。添付資料を見ていただけると名義は、譲渡人の名前と外4名となっておりますが、その4名の中に譲受人は入っております。で今回、経営者一同が高齢のため、現在作付けを行っている譲受人の名前の名義にしたいということです。以上です。

議長 続きまして、番号5番。16番 中原英昭委員。

16番 現地確認と譲受人から聞き取りを行ってまいりました。これ贈与ということになってますけれども、基盤整備した時の換地の時に名義変更をしていなかった部分だそうで、今回の名義変更の登記をちゃんとしようということで上がってきてます。現在の作付けも、そのときからずっと、譲受人が田んぼを作ってますので問題ないと考えます。以上です

議長 議案第18号について質疑を許します。質疑はありませんか。 6番 下元誠一郎委員。

6番 1番と2番ですが、耕作している息子さんがおるということですので、どうして 息子さんの名前にしなかったのかという疑問がありますが、耕作の面積が足らん とか、そういうことでしょうか。親より子のほうにやってたほうが後、相続する のに簡単ではないだろうかと思うんですが、どうでしょう。

事務局 本人希望で、手続きしてくれたのは本人の奥さんなんですが、希望としては譲受 人の名義で取得したいということでした。まだ相続をしてない土地もあったりして、 ゆくゆくは一括して譲受人に相続して、息子さんにっていう流れにはなってくるか と思いますが、今の段階では譲受人の名義で取得したいとの意向でしたのでそういうことになります。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第18号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第18号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第8 議案第19号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請 に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第19号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。議案書は10ページです。

番号1番を説明します。添付資料は21ページから25ページです。

申請地は、1筆。土地の所在、見付字カクレジク 974 番 5、地目、田、面積 408 m^2 の農地です。

権利事由は、売買による所有権移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。 転用目的は、一般住宅の新設です。転用理由は、現在借家に住んでいますが、手 狭となったため新たに自己専用住宅を建築するものです。

農地区分ですが、申請地は、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第2種農地と判断しています。

転用計画につきましては、22ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、 駐車スペース、バーベキュースペース、物干し場等を整備する計画です。

周囲の状況・影響については、西側は町立の保育所、南側は宅地、北側及び東側は譲渡人の農地となっており、特に影響はないものと考えています。

土地の造成計画については特に無く、整地後、土間コンクリート、アスファルト 舗装、砂利敷きとします。

進入計画については、申請地東側の町道から直接進入します。進入部分の工事は特にありません。

排水計画についてですが、雨水は自然浸透及び東側の町道側溝に勾配をとり排水 します。汚水は合併処理浄化槽を設置し、同じく東側の町道側溝へ接続し排出しま す。なお、接続については、許可見込みであることを本町建設課にて確認していま す。

資金計画については、融資見込み証明書により、必要な事業費を確保している ことを確認しています。説明は以上です。

議長 議案第19号について事務局の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をお願いします。20番 中城康子委員。

20番 8月22日に譲渡人と面接をして現地確認をいたしました。

23日に譲受人と電話連絡を致しましたが、許可があり次第、着工予定だそうです。排水なんですが、周辺で農地として耕作をしておりませんので、悪影響はないと思われます。排水は町道側溝へする予定だそうですので、この転用に関しては問題ないと思います。

議長 議案第19号について質疑を許します。質疑はありませんか。 2番 掛水誠幸委員。

2番 今売買が行われた土地の上の974-1が町道と今の売買が行われようとしている土地の間、何か農道みたいな道やと思われるのですが、現地ではこれは974-1への進入路でしょうか?

20番 進入路の予定だと思います。

2番 974-1 と町道の間に段差があるということね。分かりました。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第19号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第19号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第9 議案第20号 「四万十町農用地利用集積計画の決定につい

て」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第20号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。議案書は13ページから、添付資料については26ページからになります。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和4年9月1日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致します。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。件数につきましては窪川地域が4件、西部地域1件の5件です。

利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号1番から説明します。土地の所在地、金上野字ハゼガ小路967番、地目、田、 面積、1,623 ㎡です。

設定は新規になります。期間は令和4年9月1日から令和9年8月31日までの5年間です。作物は生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

この借受人は利用権設定後の経営面積が3反以下で下限面積について、達成はしておりませんが、設定を受ける者は町の基本構想に則っている認定新規就農者です。 基本構想の中の青年等就農計画で生姜の目標経営指数である5反以上を5年のうちに達成する計画も立てておりますので、可能と判断しております。

続いて番号2番。土地の所在地、窪川字大平1485番、地目、畑、面積、210 m²です。

設定は新規になります。期間は令和4年9月1日から令和7年8月31日までの3年間です。作物は野菜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号3番。土地の所在地、桧生原字ムロヤシキ682番、地目、田、面積、553㎡です。

設定は新規になります。期間は令和4年9月1日から令和7年8月31日までの3年間です。作物は生姜を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。 続いて番号4番土地の所在地、桧生原字橋ノ詰903番、地目、田、面積、981㎡です。

設定は新規になります。期間は令和4年9月1日から令和7年8月31日までの3年間です。作物は生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号3番4番の借受人に関しましても、利用権設定後の経営面積が3反以下で下限面積について、達成はしておりませんが、認定新規就農者であり、青年等就農計画で生姜の目標経営指数である5反以上を5年のうちに達成する計画も立てておりますので、可能と判断しております。窪川地域は以上です。

事務局

続きまして、西部地域からです。

番号 5、土地の所在地、小野字修正田 21番 2、地目、田、面積、345㎡です。外 2 筆ありまして、合計 3 筆、面積が 787㎡です。設定は新規の設定になります。期間は、令和 4年 9月 1日から令和 9年 8月 31日までの 5年になります。作物は、生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。西部からは以上で

す。

20番

議長 議案第20号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番。20番 中城康子委員。

1番について説明します。8月23日に借受人、貸出人に面接致しました。 申請は今月になっておりますけど、圃場では生姜を早くから作付けして充分に 管理しております。周辺の農地にも影響を与えるようなこともありませんし、ま た、草刈り等も定期的にして、新規就農者でありますが、問題はないと思います。 貸出人は高齢の為、耕作が困難になりその田んぼとまだ他の田んぼもずっと貸出 しているようです。

この借受人はまだ田んぼ増やして、生姜の面積を増やしていきたいと言っておりますので、田んぼを探しているところです。問題ないと思います。

議長 続きまして、番号2番。21番 岡村博晶委員。

21番 8月22日に現地の確認と借受人に確認しました。この土地は高齢のため管理できなくなっておりまして、借受人の家のそばでもあり、昨年から借受人が草刈等して管理をしていました。

借受人は認定農業者ではありませんが、地域の担い手であります。年間 150 日 以上の農作業に従事しておりますので、問題ないと判断します。

議長 続きまして、番号3番、4番一括でお願いします。4番 小野重明委員。

4番 この方は四万十町で生姜作りをしている農家に4年ぐらい雇われてやっていて、最初生姜を5アールぐらいですが始めまして、次は1反5畝ぐらいやってみたいと。自分でも作ってみたいと言うことで、全て機械とかピクリンの消毒の機械なんかも全部、今雇われている農家が機械全部を持っているので、借りるそうです。新規就農で自分でも作ってみたいと言うことで、今度借りる農地についても桧生原の営農組合が管理をしている農地です。病気がついたら生姜なんかは戻されるが、そのときにはまた桧生原の営農組合がまた、受け取るそうです。別に問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、番号5番。13番 武内道則委員。

13番 番号5番について説明致します。23日に現地に行って、借受人より話を聞いて まいりました。現況は田でありますが、すでに生姜が植わっております。今回の案 件ですが、貸出人のお家は、農機具は一切ありません。トラクター、田植機、コン バインはなくて、今まで作業委託をして、米を作っていたわけですが、この方が相 続をした後に米を作ってもわりがあわんということで、誰か作ってくれんろうかっ ていう方と生姜をやるのに田んぼが欲しいという方の中での話し合いで、今回の賃 貸借になったわけです。とりあえず生姜を作っていますが、病気が出た場合どうしますか、と聞いたら、米作りをしますが、このお金でいきますということでございました。借受人は認定新規就農者でありまして、まだまだ来年も面積を増やしたいもので、貸してくれる人がいませんかというお話でございました。なかなかやる気がある方で、今回の案件は問題ないと考えますです。

議長 議案第20号について質疑を許します。質疑はありませんか。 2番 掛水誠幸委員。

2番 1番ですが、トラクターの記入がないがですね。借りるトラクターがあるとかやったらいいと思います。耕作するにはどうしてもトラクターなり昔のハンドトラクターなり、耕運機を必要としますので、そこに1点疑問があります。

それと、5番については、新規の若い人が、農業を継いでくれると言うことで。 今後の四万十町も、なかなか元気になるのかなと思って判断したところですが、残 念ながら、ここ 20 年間で最低の生姜の金額ですので、その事を心配するところで ございます。以上です。

事務局 トラクターにつきましては、すみません。記入はないですが、借りていることを 確認しております。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第20号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり 決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第20号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 10 議案第 21 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定 について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第21号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を説明します。 議案書は16ページ、添付資料は40ページからご覧ください。 別紙のとおり農用地利用配分計画案に対する意見決定について、四万十町長より 提出がありましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規 定により意見の決定を求められたものです。審議、決定をお願い致します。件数に つきましては窪川地域の1件です。権利の設定を受ける者の氏名・住所・賃借料に ついてはお手元の議案書のとおりです。

番号1土地の所在地、興津字元地 3553番、地目、田、面積、1,328㎡のうち 1,189㎡。以下1筆あり、合計3,084㎡のうち2,760㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定です。期間は県認可日から令和9年8月31日まで となっております。作物は、施設野菜(ミョウガ)を栽培する計画です。こちらは 再配分となります。

説明は以上になります。

議長 議案第21号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。10番 東出一茂委員。

10番 番号1番について8月23日現地確認し、借受人から確認しました。借受人は認 定農業者であり地域の担い手です。年間150日以上農業に従事しています。

現況は、ハウスで畑です。周辺農地に悪影響を与えないことも確認しました。ミョウガを作る予定です。

以前の耕作者と親子であり、配分計画案のとおり、特に問題ないと判断します以上です

議長 議案第21号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第21号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を原案のと おり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第21号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 11 議案第 22 号 「時効取得を原因とする農地についての権利 移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説 明を求めます。 事務局 議案第22号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を説明いたします。議案書17ページ、添付資料は42ページからとなります。議案書に書かれています権利者の方が、今回所有権移転をして土地を取得した人となります。

今月は窪川地域1件、西部地域1件の計2件ですす。

番号1 西川角字ソウヅノ窪 884番、地目、田、面積 2,785 ㎡。以下 2 筆あり、合計 3 筆 面積 3,960 ㎡につきまして、登記目的 所有権移転、法務局受付日、令和 4年 7月 13日、登記原因 平成 13年月日不詳時効取得、とする登記がなされた通知がありました。担当委員と確認し、この土地につきましては、権利者の相続前の方から生前譲り受けており、現在まで管理しています。現地は添付資料 43ページの写真のとおりで、現在は権利者が管理してます。

事務局 続きまして、西部地域からです。

番号2 十川字サカウズ74番6、地目、畑、面積、67㎡につきまして、登記目的 所有権移転、法務局受付日、令和4年7月5日、登記原因、昭和61年5月20日時 効取得、とする登記がなされた通知がありました。担当委員と確認し、この土地につ きましては、30年以上前から土地の管理をしており、現地は添付資料49ページの写 真のとおりで、現在まで権利者が野菜等を耕作し管理しております。

登記官から登記簿上の地目が田又は畑である土地について、時効取得を原因とする権利の移転又は設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には、当該通知に係る事案が取得時効完成の要件を備えているかどうかの実情を調査し、報告書を県知事に提出することとなっております。審議、決定をお願いいたします。

議長 議案第22号について事務局の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をお願いします。番号1番。22番 西井健夫委員。

22番 1番について説明をします。説明は事務局の方からしていただきました。 補足説明として権利者から話を聞いてまいりました。権利者の方は 20 年前、基盤整備も入れて、基盤整備のお金とか礼金とかそれを権利者の方が 20 年前から、譲り受けるという約束をしております。今回、義務者の被相続人の方が亡くなられて、権利者に通知がなかって、そのまま義務者の方が相続登記をしてしまいました。権利者の方から、義務者の方に、お話をして義務者の方にも一筆を書いていただいて、名義を変更したいと言うことで、この時効取得というのを取り入れたらどうかということになりました。現状は権利者が管理をしています。このことに関しては問題ないと思います。

議長 続きまして、番号2番。13番 武内道則委員。

13番 7月21日、事務局と権利者ご夫婦と4名で、現地でお話を聞いてまいりました。 この農地は現在、義務者の亡くなったお兄さんの方と30年以上前に譲り受けの話が あったわけですが、登記の方がまだちゃんとできておらずに、何年も経ってしまった そうです。この権利者の方もだいぶ高齢になりまして、時々杖をついて、畑にも行く ぐらいになってしまったもので、町外におられる息子さんが定年になると、こちらに 帰ってくるようなお話になっているそうですが、それまでにはちゃんと整理をして登 記をしておきたいという考えで、今回この時効取得ということになったそうです。現 状も綺麗に畑で家庭菜園をされておりまして、今回特別問題ないと考えます。以上で す。

議長 議案第22号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第22号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事 案に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を 求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第22号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第12 その他の件について議題とします。 事務局でありませんか。

事務局 自分の方から2点ほど、関連したことになりますが、ご連絡させていただきたいと思います。お手元にですね。右肩に別紙様式1と書かれた、令和4年度最適化活動の目標の設定等という資料をご覧いただきたいと思います。

令和4年度最適化活動の目標の設定等につきましては、4月26日開催の4月総会にて議決いただき、委員の皆様には、その目標達成にむけて活動をいただいているところです。ですが、その後7月6日付で高知県農業会議から各市町村の農業委員会会長あてに別添のとおり事務連絡がありまして、一部修正が必要となりました。これは農林水産省から6月15日付けで発出されたQ&Aや記載例によるもので、本町については黄色で網掛した箇所について修正をしております。

委員の皆さんに関係する部分の変更としては、3ページ、2 最適化活動の活動目標の(2)活動強化月間の設定目標についてです。修正前は8月に「利用意向調査を実施する」としていましたが、これを9月に「遊休農地の発生防止のための活動を行う。」に修正しております。利用意向調査(利用状況調査)については、農地法に基づ

き年1回行う事になっているため、これとは別に設定するよう改めて国が判断したものです。

遊休農地の発生防止のための活動を行うとは、事務局としては一番委員の皆さんが取り組みやすい「現地確認」を想定しておりますので、9月については現地確認の強化月間となりますので、いつもより気持ち多めに現地確認の実施をよろしくお願いします。

本日欠席の委員さんへは、後日文書にてお知らせいたします。

もう1つ、横書きの表を1番上に付けてます。最適化等の実施状況ということで一覧表をつけております。6月分までですね。チェックというか、整理がつきましたので一度お返ししたいと思います。

一覧表の見方なんですが、横向きの表になりますが、右上に委員さんの名前を入れさせてもらってます。で、一番左から4月、5月、6月とずっとありまして、現在6月まで入れさせてもらってます。で、その横が総活動日数ということで。活動項目の1番から5番までやった総数を入れております。そのうち、最適化の活動日数、この1番と5番は除いた活動が最適化の活動ということになりますので、その1と5を除いた数をそこに入れております。最適化の活動となりますその横の2番の農地の集積に向けた活動。真ん中ぐらいになります。3番の遊休農地の発生防止解消、4番の新規参入の促進活動1番5番とありますが、2番、3番、4番については細かく数値を入れさせてもらってます。

これをずっと3月まで記入していきたいと思いますので、ご自分がどれぐらいの 最適化の活動をしたのかとかですね、ご参考に頂けたらというふうに思ってます。 一応、活動記録をその後ろに6月分まで、整理したものをつけておりますので、ま たご確認いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長 その他の件については終了いたします。

議長 これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

議長 それでは、これをもちまして、令和4年度 四万十町農業委員会8月総会を閉会いたします。ご起立願います。礼。ありがとうございました。

閉会 午後3時40分

この議事録は四万十町農業	委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。
令和4年 月	Ħ
	会 長
	署名委員 15 番
	署名委員 16 番